

## 青森市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

### 1 概要

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条の規定に基づき、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等に関する事務を取り扱う郵便局を指定するもの。

### 2 指定する郵便局

青森中央郵便局、浪岡郵便局、油川駅郵便局、野内郵便局、青森佃郵便局、青森造道郵便局、青森千富郵便局、青森幸畑郵便局、青森浪館郵便局、青森浜田郵便局、青森西郵便局

※これまで、マイナンバーカードの申請サポートを実施している 1 1 郵便局

### 3 取り扱う事務

- (1) マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- (2) マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等

### 4 指定の期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。（ただし、青森市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を一年間延長することとし、以後も同様とする。）

### 5 スケジュール

- 10 月上旬 日本郵便株式会社との覚書締結（通信機器設置関係）  
システム端末等の設置契約締結
- 1 月上旬 日本郵便株式会社と委託契約締結  
郵便局での操作研修等実施
- 2 月予定 取扱開始式、郵便局での委託業務開始

### 6 周知方法

- 広報あおもり 2 月号
- 市ホームページ及び SNS
- ポスター掲示とチラシ配付（市内郵便局、支所、情報コーナー、その他市公共施設）

【参考】「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第 3 条（郵便局の指定等）  
別紙 1 のとおり